

令和3年8月26日提出

令和3年9月市議会定例会 議案参考資料

(その2)

木更津市

令和3年9月市議会定例会議案参考資料目録（その2）

議案番号	件名	頁
議案第74号	木更津市教育委員会委員の履歴事項	1
議案第75号	木更津市公平委員会委員の履歴事項	3
議案第76号	木更津市固定資産評価審査委員会委員の履歴事項	5
議案第77号	木更津市固定資産評価審査委員会条例の新旧対照表 木更津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の新旧対照表	7
議案第78号	木更津市道260号線（富士見通り）電線共同溝工事委託位置図	9

議案第74号 (木更津市教育委員会委員の任命)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 小 寺 孝治郎

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

議案第75号 (木更津市公平委員会委員の選任)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 川 名 眞木子

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
平成 2 9	2	2	
3 0	2	2	
令和 元	2	2	
2	2	1	
3	1	1	

議案第76号 (木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 藤 岡 雅 光

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
平成30	1	1	
令和元	1	1	
2	1	1	
3	1	1	

新旧対照表

○議案第77号 木更津市証紙条例を廃止する条例（附則第3項関係）

新	旧
<p>木更津市固定資産評価審査委員会条例</p> <p>昭和26年9月21日 条例第45号</p> <p>第10条 略</p>	<p>木更津市固定資産評価審査委員会条例</p> <p>昭和26年9月21日 条例第45号</p> <p>第10条 略</p> <p>2 手数料は、委員会が定める書面に収入証紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p><u>(1) 手数料の納付について収入証紙によることが適当でない審査申出として委員会がその範囲及び手数料の納付の方法を公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合（第3号に掲げる場合を除く。）</u></p> <p><u>(2) 委員会の事務所において手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該委員会が公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）</u></p> <p><u>(3) 情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める場合において、委員会の規程で定める方法により手数料を納付する場合</u></p>

新旧対照表

○議案第77号 木更津市証紙条例を廃止する条例（附則第4項関係）

新	旧
<p>木更津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 平成21年6月25日 条例第16号</p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第5条 略 2～5 略</p> <p>6 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。</p> <p>7 略</p>	<p>木更津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 平成21年6月25日 条例第16号</p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第5条 略 2～5 略</p> <p>6 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において<u>証紙による方法その他の</u>手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。</p> <p>7 略</p>

議案第78号 木更津市道260号線（富士見通り）電線共同溝工事委託 位置図

